



# いばらき

## 農業委員会だより

平成30年4月  
(創刊昭和50年11月)

### 第167号

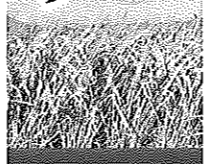
編集・発行  
茨木市農業委員会  
茨木市駅前三丁目8番13号  
Tel 620-1677(事務局)

農業振興地域の整備に関する法律に  
基づき茨木市が策定している農業振興  
地域整備計画では、所有者の同意に基  
づき、農業上の利用を確保すべき土地  
として農用地区域が設定されています。  
農用地区域内にある農地の転用は、  
公共事業に伴う一時転用等を除き原則  
認められません。  
農用地区域内農地に関する問合せは  
農とみどり推進課(TEL 620・162  
2)まで。

### 農用地は原則転用できません

農地を転用するときは、農地法の許  
可が必要です。  
農地転用とは、農地を農業以外の目  
的に使用することをいいます。  
例えば、農地を住宅や倉庫を建てる  
ための敷地、駐車場や資材置場にする  
などです。  
農地法では、優良農地を確保するた  
め、農地の優良性や周辺の土地利用状  
況等により農地を区分し、周辺農地へ  
の影響等がない場合に限り、転用を許  
可しています。

## 農地を転用するときは 許可、届出が必要です



### どのような手続が必要なの？

農地の転用には、農地法第4条と第  
5条の手続があります。  
第4条は、自己所有の農地を農地以  
外のものにする場合の手続です。農地  
所有者が許可の申請又は届出を行いま  
す。  
第5条は、農地を農地以外のものに  
する目的で、売買、貸借等をする場合  
の手続です。農地所有者(売主又は貸  
主)と転用事業者(買主又は借主)の  
連名で申請等を行います。  
市街化調整区域の農地については農  
業委員会の許可が、市街化区域の農地  
(生産緑地を除く。)については農業  
委員会への届出が必要です。工事の着  
手は、許可後又は届出が受理された後  
となります。

### 一時的に農地を転用する場合 も許可、届出が必要です

農地を一時的に農業以外の目的に利  
用する場合(工事や選挙のための仮設

### 違反転用、事前着工には 厳しい罰則があります!

許可を受けず、届出もせずに農地を転用した場  
合(事前着工を含みます。)、許可等の内容と異なる  
目的に転用した場合は、農地法違反となり、工事  
の中止や原状回復等の命令が出されることがあ  
ります。  
また、特段の事情がないにもかかわらず相当の  
期間を経過してもなおこれに従わない場合は、3  
年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1  
億円以下の罰金)という厳しい罰則の適用もあり  
ます。

### 転用の相談をしたときは?

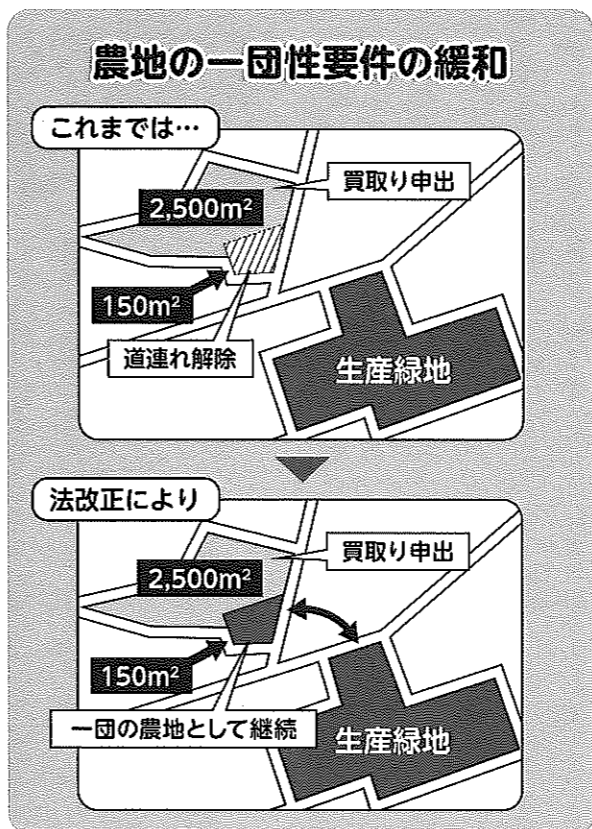
市街化調整区域の農地転用は、法令  
で特に厳しく基準が定められています。  
基準を満たさない農地に転用事業を計  
画しても、許可を受けられません。  
また、市街化区域の転用届出につい  
ても、一定の条件が必要です。  
農地転用の手続には、分かりにくい  
部分もありますので、事前に地区担当  
の農業委員、農地利用最適化推進委員  
又は農業委員会にご相談ください。

## 生産緑地法の一部改正について

平成29年6月15日に、生産緑地法  
の一部改正を含む「都市緑地法等の  
一部を改正する法律」が施行されま  
した。  
生産緑地法の一部改正の概要は、  
次のとおりです。

### 生産緑地地区の面積要件を 300㎡まで引き下げ可能に

これまで500㎡以上の規模の区域  
とされていた生産緑地地区の指定に  
当たっての面積要件について、市町  
村が条例で定めることにより300㎡  
まで引き下げることが可能になりま  
した。  
また、生産緑地地区の一団要件等  
の基準を定めた国の都市計画運用指  
針が見直され、一団性の要件が緩和  
されました。  
これまで物理的に一体的な地形  
的まとまりを有している農地等の区  
域を一団のものとして指定していま  
し地区の区域として指定していまし  
たが、同一又は隣接する街区内の複  
数の農地等がある場合も、それら  
一団のものとして指定することが  
可能となりました。



物理的には隣接していなくても、同一または隣  
接する街区(ブロック)に複数の農地があれば、  
一団の農地とみなすことが可能となります。

### 特定生産緑地制度の創設

生産緑地地区は、指定から30年を  
経過したときや、主たる従事者が死  
亡又は故障により、農業の継続が困  
難になったとき以外、営農を継続  
しなければなりません。  
生産緑地の大半が、平成34年に指  
定から30年を経過することから、所  
有者等の意向を基に、市町村が当該  
生産緑地を特定生産緑地として指定  
できる制度が創設されました。  
指定された場合、買取り申出の開  
始時期が10年延長され、10年経過後  
は、改めて所有者等の同意を得て、  
繰り返し10年の延長ができるよう  
になりました。

### 所有者を対象に 意向調査を実施予定

なお、特定生産緑地制度の創設に  
伴う税制については、今後、国から  
その方向性が示される見込みです。  
今回の法改正を受け、茨木市では、  
生産緑地地区の区域規模を300㎡以  
上と定める「茨木市生産緑地地区の  
区域の規模に関する条例」の制定を  
予定しています。  
また、市街化区域内農地所有者を  
対象に、条例制定に伴う新たな生産  
緑地地区の指定や特定生産緑地の指  
定に関する意向調査についても、平  
成30年度に予定しています。

### 相続等により農地の権利を取得 した場合は届出が必要です

農地の所有権や賃借権(旧小作権)を次  
のいずれかの事由により取得した場合は、  
農業委員会へその旨を届け出る必要があり  
ます。

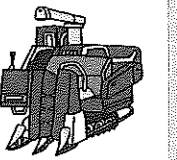
- ①相続(遺産分割、包括遺贈、相続人  
に対する特定遺贈を含む。)
- ②法人の合併・分割
- ③時効

賃借権の設定された農地の耕作者が死亡  
した場合、耕作をする権利は相続人に継承  
されます。

遺産分割協議の際、賃借権についても話  
し合いを忘れずに行い、書面に残しておく  
ことが大切です。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした  
場合には、罰則の適用があります。なお、  
この届出は、権利取得の効力を発生させる  
ものではありません。また、所有権移転登  
記の手続は、別途必要です。

# 農地の有効利用と 遊休農地解消に向けて



農業委員会では、毎年、農業委員と農地利用最適化推進委員が地区ごとに全ての農地の利用状況調査を実施し、遊休農地や遊休化のおそれがある農地を把握しています。

耕作者の皆様には、地域に悪影響を及ぼさないよう引き続き耕作、草刈り等、農地の適切な管理をお願いします。

## 遊休農地とは

遊休農地とは、

- ①1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

## 遊休農地は周辺にも悪影響

遊休農地は、雑草や害虫等の温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、また、火災発生

の原因となる等、周辺の営農環境や地域住民にも多大な迷惑となります。

## 利用意向調査について

農業委員会では、遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施しています。

なお、利用意向の確認後、遊休農地を放置したままにしていると、農業振興地域内農地については、農業委員会が農地中間管理機構との協議を行うよう催告します。

## 遊休農地に対する課税強化

農業委員会が農地所有者に対し農地中間管理機構と協議すべきことを催告した農地は、固定資産税評価額の軽減がなくなり、税額が現在の1.8倍になります。

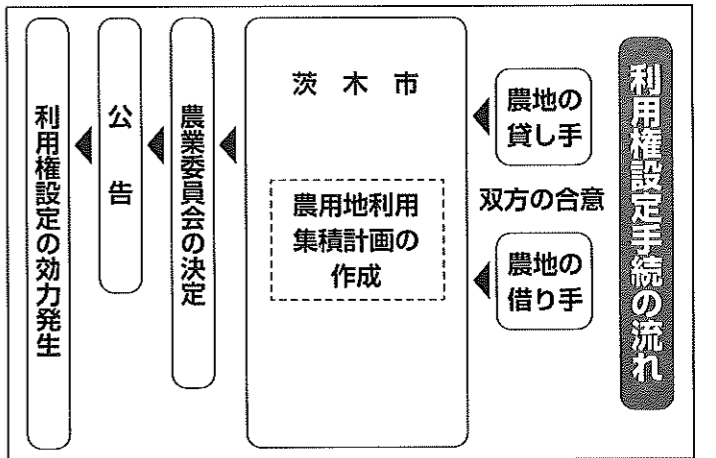
協議催告が行われるのは、機構への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合です。

## 安心して農地の 貸し借りができます

高齢や病気等で耕作できない方は、農業経営基盤強化促進法に基づく手続(利用権の設定)により安心して農地の貸し借りができます。

この制度を利用すれば、次のようなメリットがあります。

- ①茨木市(農とみどり推進課)を通じて正規の手続を行うので、安心して農地の貸し借りができます。
- ②契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に所有者に農地が返ってきます。また、期間終了後も、再度、貸し借りの手続を行えば継続して利用権設定をすることが可能です。
- ③手続が簡単で、農地法の許可は不要です。



## 農地の管理でお困りの方は 農地中間管理事業の活用を

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構(大阪府みどり公社)が農業者から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手(担い手)等に貸し付ける制度です。

機構への貸付期間は、原則5年以上となり、期間終了後は貸し手に農地が戻ります。

農地の管理でお困りの方は、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

# あぜ道



## 銭原営農組合の展開

浅井 薫

私の住む銭原地区は、茨木市青少年野外活動センターが設置され、夏季には子供たちのキャンプでにぎわっております。標高350~500mの山間地にあり、夏場は涼しくて過ごしやすい所です。

当地区における農地の状況は、耕地整理がされているところが全体の約70%程度で、残りは整備されていない農地です。見山十景(旧見山村7集落)にも選ばれた「銭原の棚田」も、景観はすばらしいものがありますが、耕作するには作業効率も悪く大変な苦勞です。また、耕作者の高齢化や担い手、後継者不足が深刻な問題になっています。

5年前に営農組織を作ったほしいとの要望が寄せられました。耕作放棄による遊休農地の発生を食い止めるため、実行組合が主体となって集落内の皆様に協力を仰ぐためアン

## 農地利用最適化推進委員

ケート形式で意向調査をした結果、

過半数以上の賛同を得て銭原営農組合が発足しました。会員33名の出資金で運営し、当初の引き受け面積2ha余りの水田を耕作しておりましたが、作業を少人数で行っていたため限られた人に負担がかかっておりました。

1年目にコンバインを購入、そして、作業要員を募り人員を確保した結果、作業はスムーズになりましたが、経費が膨らみ、当初予定していた作業単価が支払えない状態となっていました。そのため、組織運営方法等の見直しを迫られた結果、次のとおりとなりました。

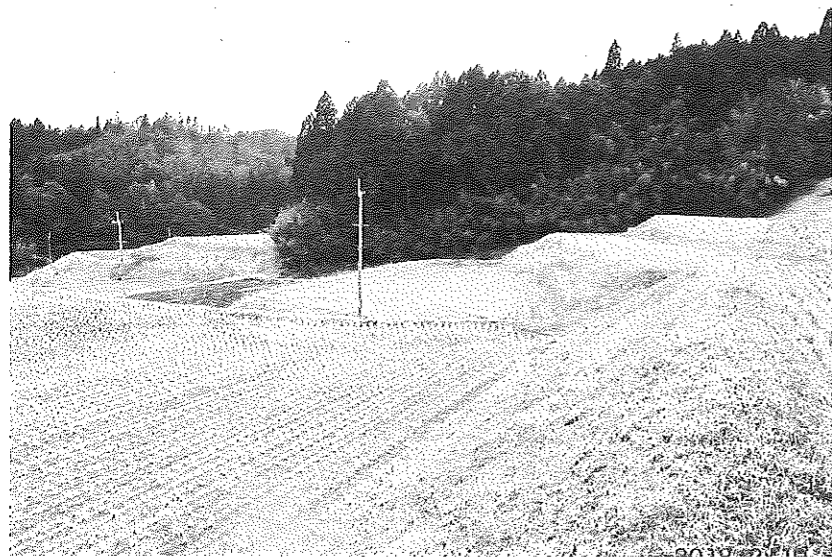
- 第一に、会員を3つの班に分け、同じ程度の農地面積、人員にする。
- 第二に、班ごとに責任を持たせ、田植えから収穫までの管理運営を行う。
- 第三に、農地を預かった手前、最善

の管理はしなければならぬが、田圃の法面が多く草刈り作業に相当な経費を要するため、必要以上の作業、例えば現在、法面の草刈りは年に3回程度であるが、作業に支障のない範囲で2回程度にする等経費の削減を行う。

平成29年度は、作業効率を上げるため一部作業の見直しを行ったほか、引き受け面積が3haと増えたことと例年より豊作であったため、また一部の圃場で大豆も栽培した結果、決算予想は好転するものと思われま

一方で、今でも新規の耕作依頼が寄せられておりますが、現在の組織の状況では引き受けられない状態であるため、農家で余力のある方や依頼されている農地の近隣農家の方をお願いしている状態です。

今後の展望は、農機具とりわけトラクターについて、茨木市より借り受けができる見込みとなっており、また、組織を法



銭原の田園風景